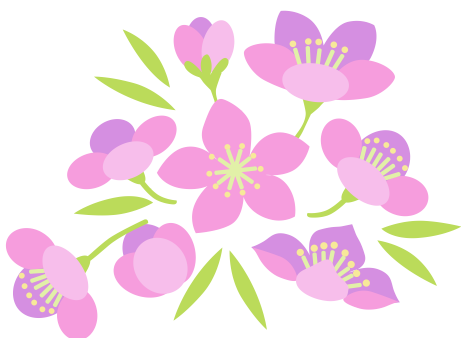


あさぬまかわら版 平成29年新春合併号

平成29年度税制改正特集号



浅沼経営センターグループ

代表取締役

代表税理士

浅沼 孝男

はじめに

「103万円の壁改正」一色の税制改正

平成29年度 税制改正大綱のポイント

与党は平成28年12月8日、「平成29年度 税制改正大綱」を決定いたしました。

今回の改正は、「配偶者控除をどうするか」の論点に集中した感があり、改正の規模としては小振りとなりました。

配偶者控除の問題、これは「夫婦単位における所得税の控除をどうするか」という最も身近かつ基本的な問題であり、当然に“対象範囲は非常に広い”と言えます。今回の改正だけでも、税負担が減る世帯が300万世帯、負担増の世帯が100万世帯となり、影響の大きな改正であることは事実です。

加えて、この問題は税制の問題だけではなく、「雇用の問題」に直結するところが難しさです。いわゆる“103万円の壁”と言われる「パート主婦層の雇用環境」に直接の影響があるため、大きな議論となりました。

配偶者控除は、現在に比べ専業主婦世帯が格段に多かった50年前以上の昭和36年に創設された制度です。その時代に比べ、現在は夫婦共に働いている方ははるかに多く、その働き方も、「配偶者控除内のパート主婦の方」から「控除を超えた共働きの方」など多様です。

その中で、**配偶者控除の枠内に収め、自身も非課税の枠内に収める「給与年収103万円以内」**にて働く時間を限定する「いわゆる就業調整」が広く行われているのが現実です。

今回はさまざまな議論を経て、この「給与年収103万円の壁」の上限を引き上げる形での結着をみました。

この改正を含め、今回の改正のポイントは次のとおりです。

ポイント1: 配偶者控除(配偶者特別控除)の拡大

配偶者控除(又は配偶者特別控除)38万円の対象となる**配偶者の年収を103万円から150万円へ拡大**する。これに伴い、**控除側(夫側)の所得制限を設け**、所得が900万円(給与年収で約1,120万円)を超えた場合には、配偶者控除(又は配偶者特別控除)は段階的に逡減され、所得が1,000万円(給与年収で約1,220万円)を超えた場合には、控除はゼロとする。

ポイント2: 生産性向上設備・収益力強化設備の即時償却税制の改定・延長

生産性向上設備(A類型)・収益力強化設備(B類型)の即時償却について、**経営力向上計画の認定を受けた場合の適用に改定し、期限を延長**する。
(器具備品及び建物付属設備については、その対象範囲を全部とすることへ改定)

ポイント3: 上記1以外の中小企業投資促進税制の延長

取得価額の30%特別償却などの**対象資産から器具備品を除いたうえで、期限を延長**する。

ポイント4: 所得拡大税制の拡充

中小企業の所得拡大税制について、**現行は「給与増加額の10%」としている税額控除枠を一定の場合には上乗せ控除**する。

ポイント5: 積み立て型NISAの新設

NISA(少額投資非課税制度)について、通常のNISA制度に比べ、毎年の投資額は3分の1だが、非課税期間を長くする「**積立NISA制度**」を新設する。

(注)上記及び後述する内容のうち、配偶者(特別)控除関係の記述については、説明上の例示・仮定として、控除を受ける本人側を「夫」、配偶者側を「妻」とする例文を原則使用しています。

次ページ以降、税制改正大綱の主要項目をご覧ください。

(平成29年度税制改正大綱及び各省庁の税制改正概要・税制改正要望項目などを参考)

I. 所得税関連の改正項目

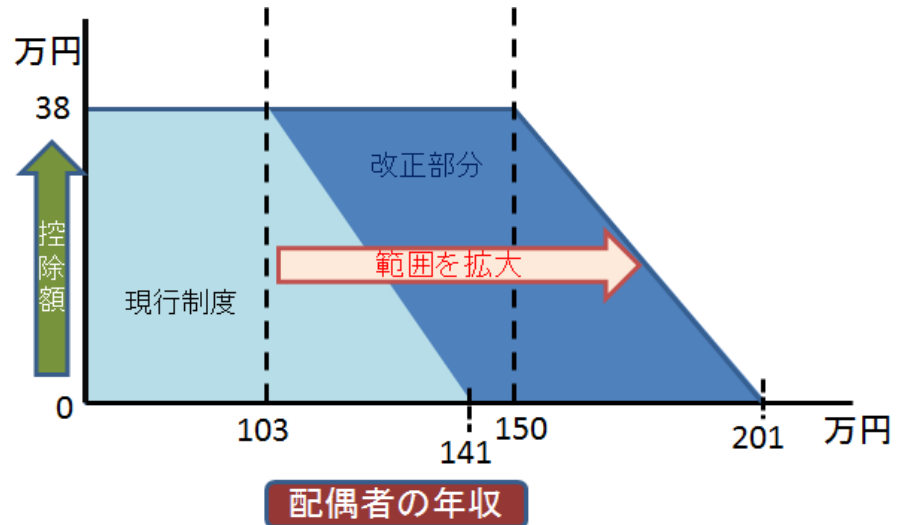
項目	現行	改正の内容
配偶者控除及び配偶者特別控除の対象拡大	① 配偶者控除 配偶者の所得金額が 38 万円（給与年収で 103 万円）以下である場合には、次の金額の所得控除をすることができる。 ○一般の控除対象配偶者…38 万円 ○老人控除対象配偶者（年末における年齢が 70 歳以上） …48 万円 ② 配偶者特別控除 配偶者に 38 万円を超える所得（給与年収で 103 万円を超える収入）があるため上記①の配偶者控除の適用を受けられない場合でも、配偶者の所得金額が 76 万円未満まで（給与年収では 141 万円未満まで）の場合には、一定金額（38 万円から 3 万円）の配偶者特別控除の適用を受けることができる。 （例） ・給与年収 103 万円を超え 105 万円未満 …38 万円 ・給与年収 105 万円以上 110 万円未満 …36 万円 なお、控除を受ける本人側（夫側）の所得金額が 1,000 万円超（給与年収で 1,220 万円超）である場合には、配偶者特別控除は受けることができない。	① 配偶者控除 配偶者控除の対象者となる配偶者を有する場合については、その控除を受ける側（夫側）の所得金額に応じて、適用する配偶者控除の額を 3 区分（38 万円・26 万円・13 万円）に分ける。 なお、控除を受ける側（夫側）の所得金額が 1,000 万円超（給与年収で 1,220 万円超）である場合には、配偶者控除は受けることができない。 ② 配偶者特別控除 配偶者特別控除の対象となる配偶者の所得金額を 123 万円以下（給与年収では約 201 万円以下）に引き上げ、その控除額は、控除を受ける側（夫側）の所得金額及び配偶者の所得金額に応じ、一定金額（38 万円から 1 万円）を控除する。 例として満額 38 万円が控除できるケースは、控除を受ける側（夫側）の所得金額が 900 万円（給与年収で約 1,120 万円）以下で、配偶者の所得金額が 85 万円（給与年収で 150 万円）以下の場合である。 なお現行制度と同様に、控除を受ける側（夫側）の所得金額が 1,000 万円超（給与年収で 1,220 万円超）である場合には、配偶者特別控除は受けることができない。 *上記の改正は、<u>平成 30 年分以後の所得税について適用する。</u>
医療費控除等	医療費控除又はセルフメディケーション医療費控除の適用を受ける際の添付書類について、現行の「医療費の領収書又は医薬品購入費の領収書の添付」等に代えて、「医療費の明細書又は医薬品購入費の明細書の添付をしなければならない」とする。 ※上記の改正は、平成 29 年分以後の確定申告書を提出する場合について適用する。 なお、経過措置として、平成 29 年分から平成 31 年分までの確定申告書については、領収書又は明細書のどちらでも可とする。	

【解 説】

●配偶者控除

及び配偶者特別控除

配偶者控除等の改正については、以前からこれを廃止し、「夫婦世帯控除」への新設・移行などが議論されてきました。「夫婦世帯控除」とは、夫婦であれば、原則として所得の有無にかかわらず控除を受けられる制度です。



この背景には、昭和 55 年には「専業主婦世帯が 1,114 万世帯・共働き世帯が 614 万世帯」だったものが、平成 4 年以降に逆転傾向となり、平成 25 年には「専業主婦世帯は 745 万世帯へ 3 分の 2 に減少・逆に共働き世帯は 1,065 万世帯へ 7 割増し」となり、その差は年々開いている現状があります。

そのため、主に「専業主婦」又は「年間で限られた収入の主婦層」を対象としての「配偶者控除」ではなく、フルに働いている方も含めた形での「夫婦世帯控除」への移行が時代の要請ではないか、少子化対策からも、働きながら子育てをしている世代に対しての減税措置が必要ではないか、という意見が多くあつての調整となりました。

しかし、限られた財源の中で「減税世帯のパイを広げる」ということは、現在の専業主婦世帯等に対しては「原則増税」になることが見込まれ、また高所得世帯について適用除外とする場合に、現在の「個人単位型所得税」の制度では「世帯単位での所得の把握が難しい」などの理由により、今回の「夫婦世帯控除」は見送りとなりました。

これに代わって、今回の結論としては、「**控除の年収上限 103 万円の壁を 150 万円に引き上げ**」での結着となりました。(上記表を参照。控除側の所得が 900 万円以下の表)

この点に関しての背景として、税制改正大綱の「基本的な考え方」の中に次のような記述があります。

「経済社会の構造変化を踏まえた個人所得課税改革の第一弾として、就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築する観点から……」

「生産年齢人口が減少を続け人手不足と感じている企業が多い中、パート収入を一定の範囲内に抑えるために就業時間を抑える傾向は、最低賃金が引き上げられていくにつれ、更に強まるのではないかと懸念される。このような就業調整をめぐる喫緊の課題に対応するため……」

この問題は上記のとおり「雇用の問題」に直結します。よって制度の根幹的な見直しは更なる検討として、「パート主婦層の就業調整対策」の強い結論となりました。

平成 30 年からの具体的な控除対象者及び控除金額は次のとおりです。

改正後の配偶者控除

控除を受ける本人の 所得金額(給与年収)	控除額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900 万円(約 1, 120 万)以下	38 万円	48 万円
900 万を超え、950 万円(1, 170 万)以下	26 万円	32 万円
950 万を超え、1 千万円(1, 220 万)以下	13 万円	16 万円

※控除を受ける本人の所得金額が 1, 000 万円超（給与年収で 1, 220 万円超）である場合には、配偶者控除は受けることができない。（下記の配偶者特別控除も同様）

改正後の配偶者特別控除

① 所得金額が 900 万円以下の控除本人(夫側)

配偶者の所得金額 (給与年収…万円未満切捨の概算)	控除額
38 万を超え、85 万以下 (103 万を超え 150 万以下)	38 万円
85 万を超え、90 万以下 (150 万を超え 155 万以下)	36 万円
90 万を超え、95 万以下 (155 万を超え 160 万以下)	31 万円
95 万を超え、100 万以下 (160 万を超え 166 万以下)	26 万円
100 万を超え、105 万以下 (166 万を超え 175 万以下)	21 万円
105 万を超え、110 万以下 (175 万を超え 183 万以下)	16 万円
110 万を超え、115 万以下 (183 万を超え 190 万以下)	11 万円
115 万を超え、120 万以下 (190 万を超え 197 万以下)	6 万円
120 万を超え、123 万以下 (197 万を超え 201 万以下)	3 万円

② 所得金額が 900 万円超 950 万円以下の控除本人(夫側)

配偶者の所得金額	控除額
38 万を超え、85 万以下	26 万円
85 万を超え、90 万以下	24 万円
90 万を超え、95 万以下	21 万円
95 万を超え、100 万以下	18 万円
100 万を超え、105 万以下	14 万円
105 万を超え、110 万以下	11 万円
110 万を超え、115 万以下	8 万円
115 万を超え、120 万以下	4 万円
120 万を超え、123 万以下	2 万円

③ 所得金額が 950 万円超 1 千万円以下の控除本人(夫側)

配偶者の所得金額	控除額
38 万を超え、85 万以下	13 万円
85 万を超え、90 万以下	12 万円
90 万を超え、95 万以下	11 万円
95 万を超え、100 万以下	9 万円
100 万を超え、105 万以下	7 万円
105 万を超え、110 万以下	6 万円
110 万を超え、115 万以下	4 万円
115 万を超え、120 万以下	2 万円
120 万を超え、123 万以下	1 万円

Ⅱ. 法人税関連の改正項目

項目	現行	改正の内容
機械等の即時償却税制の改定・延長	① 対象法人 青色申告書を提出する中小企業者等が「<u>中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定</u>」を受けた場合で、国内にあるその法人の指定事業の用に供すること ② 対象資産 ○生産性向上設備（A類型） 機械装置、測定工具・検査工具、器具備品、建物附属設備及びソフトウェアで、生産性が旧モデル比年平均1%以上改善する設備（工業会等が確認）のうち一定のものの取得 ○収益力強化設備（B類型） 機械装置、工具、器具備品、建物附属設備及びソフトウェアで、投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備（経済産業局が確認）のうち一定のものの取得 ③ 特別償却若しくは税額控除 取得価額の全額を即時償却、又は取得価額の7%（特定中小企業者等にあつては10%）の税額控除との選択適用ができることとする。 （税額控除における控除税額は法人税額の20%を上限で、1年間繰越し可） ※平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に取得をして、指定事業の用に供した場合に限り適用する。	
中小企業投資促進税制の延長	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却(30%)又は税額控除(7%)について、対象資産から器具備品を除外した上、その適用期限を2年延長する。	
所得拡大税制の拡充	次の3つの要件を満たした場合には、給与等の増加額の10%の税額控除ができる。 （法人税の10%を限度。中小企業者は20%を限度） ①今年度の国内雇用者への給与等支給総額が、基準年度と比較して次の年度の区分に応じた割合以上の増額をしていること （イ）平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する適用年度…4%以上（中小企業者等については3%以上） （ロ）平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度…5%（中小企業者等については3%以上）	従来の要件に加えて、中小企業者等については、「平均給与額」が「前年度の平均給与額」から比較して2%以上増加した場合には、従来の税額控除額①に下記②の金額を加算して控除できる。 ① 従来の税額控除額 （今年度の給与等支給総額 —基準年度の給与等支給総額）×10% ② 加算額 （今年度の給与等支給総額 —前年度の給与等支給総額）×12%

	②今年度において、前年度の給与等支給総額以上の支給をすること ③ 今年度において、前年度の平均給与額を上回る平均給与額であること	
試験研究費に係る税額控除	青色申告法人のその事業年度において損金の額に算入される試験研究費の額がある場合に、その試験研究費の額の一定割合の金額をその事業年度の法人税額から控除する。 具体的には、試験研究費の総額の平均売上金額（3年平均）に対する割合（試験研究費割合）に応じて次の通り税額控除を計算する。なお、この場合の控除額は法人税相当額の25%を限度とする。 ① 試験研究費割合が10%以上の場合 …試験研究費×10% ② 試験研究費の割合が10%未満の場合 …試験研究費×（8%+試験研究費割合×0.2） 	試験研究を行った場合の税額控除制度について次のように見直しを行う。 ①試験研究費の総額に係る税額控除制度について、税額控除率を次の試験研究費の増減割合に応じた税額控除率（10%を上限）とする。 イ）増減割合が5%超… $9\% + (\text{増減割合} - 5\%) \times 0.3$ ロ）増減割合が5%以下… $9\% - (5\% - \text{増減割合}) \times 0.1$ ハ）増減割合が-25%未満…6% ※増減割合とは、試験研究費増減差額の比較試験研究費の額に対する割合をいう。 ※試験研究費増減差額とは試験研究費の額から比較試験研究費の額を減算した金額をいう。 ②試験研究費の増加額に係る税額控除又は平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る税額控除を選択適用できる制度について、試験研究費の増加額に係る税額控除を廃止した上、その適用年限を2年延長する。 ③その他2年間の時限措置として一定の措置を講ずる。
大企業並み中小企業に対する優遇措置の制限	平均所得金額（前3事業年度の所得金額の平均）が「年15億円」を超える大企業並み所得の中小企業については、法人税関係の中小企業向けの各種租税特別措置の適用を停止する措置を講ずる。 ※上記の改正は、平成31年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。	

【解 説】

●生産性向上設備・収益力強化設備の即時償却税制

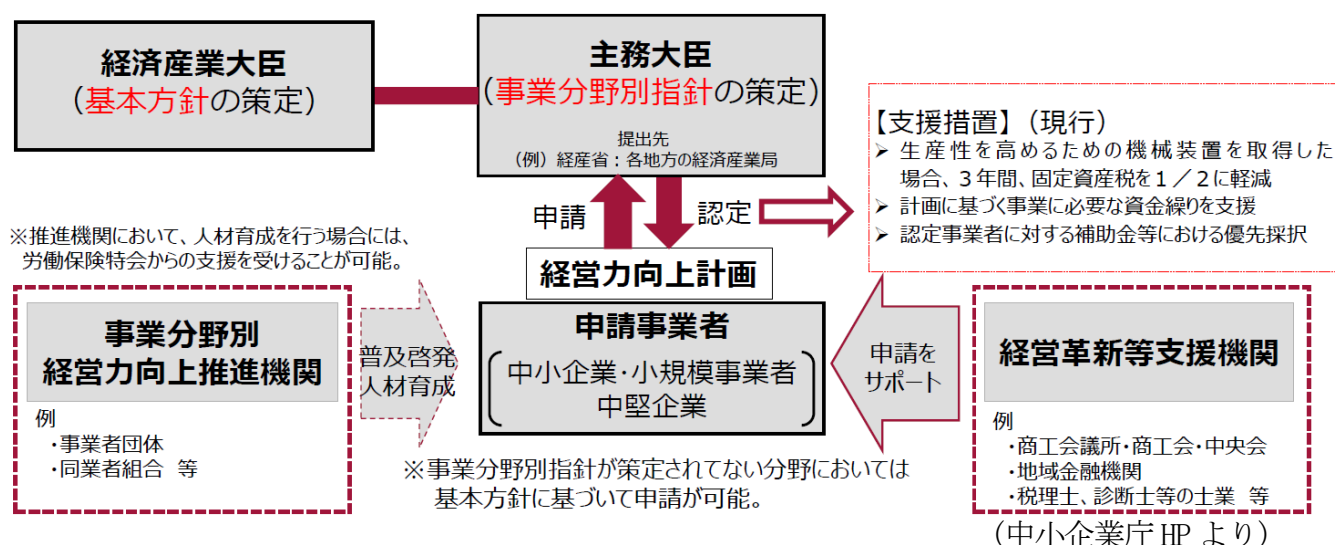
平成29年3月31日をもって、生産性向上設備等に係る即時償却の制度が廃止されることに伴い、「**中小企業経営強化税制**」として改組され、「**中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定**」を受けた場合において、生産性向上設備（A類型）・収益力強化設備（B類型）に対して、即時償却できることとなりました。

また、従来の機械装置に加え、器具備品や建物附属設備を広く対象に加えることで、サービス業も含めて広く中小企業の生産性の向上に資する措置へと改組されました。

類型	生産性向上設備(A類型)	収益力強化設備(B類型)
要件	①経営強化法の認定 ②生産性が旧モデル比年平均1%以上改善する設備	①経営強化法の認定 ②投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備
対象設備	◆機械・装置(160万円以上) ◆測定工具及び検査工具(30万円以上) ◆器具・備品(30万円以上) (試験・測定機器、冷凍陳列棚など) ◆建物附属設備(60万円以上) (ボイラー、LED照明、空調など) ◆ソフトウェア(70万円以上) (情報を収集・分析・指示する機能)	◆機械・装置(160万円以上) ◆工具(30万円以上) ◆器具備品(30万円以上) ◆建物附属設備(60万円以上) ◆ソフトウェア(70万円以上)
確認者	工業会等	経済産業局
その他要件	生産等設備を構成するものであること※／国内への投資であること／中古資産・貸付資産でないこと、等	
税制措置	即時償却 又は 7%税額控除(資本金3千万以下もしくは個人事業主は10%)	

※事業の用に直接供される設備(生産等設備)が対象。例えば事務用器具備品、本店、寄宿舎等に係る建物附属設備等は対象外。
(中小企業庁 HP より)

※中小企業等経営強化法のスキーム

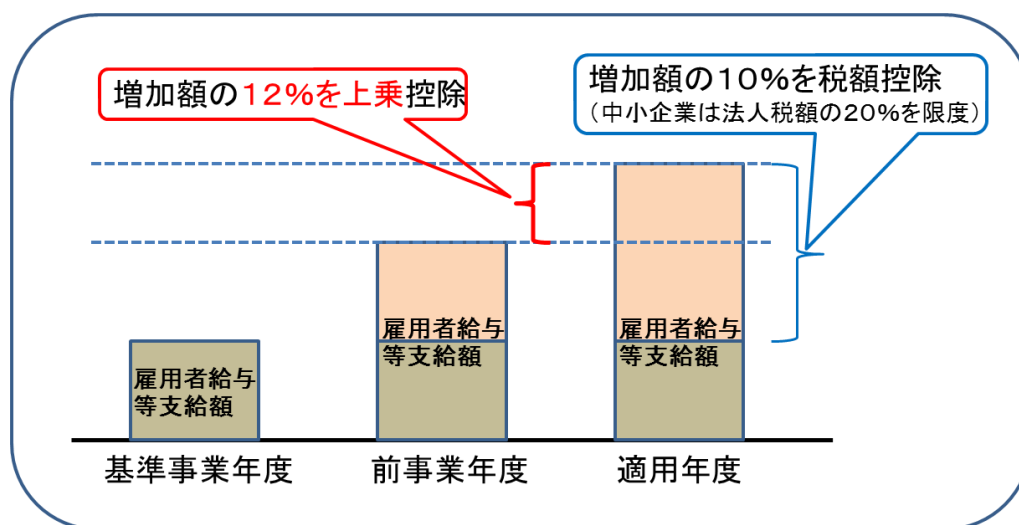


●所得拡大促進税制

税制改正大綱の「基本的な考え方」の中に次のような記述があります。

「企業収益の拡大が雇用の増加や賃金上昇につながり、それが消費や投資の増加に結び付くという経済の「好循環」を強化する必要がある。このため、所得拡大促進税制について、企業に更なる賃上げインセンティブを与える機能を強化する観点から、高い賃上げを行う企業への支援を強化する。」

これに基づき、中小企業において従来からの要件に加えて、平均給与で比較して「前年度より2%以上の賃上げをした企業」については、「前年度からの給与増加分の12%」を控除に上乗せすることとされました。



Ⅲ. 相続税関連の改正項目

項目	現行	改正の内容
非上場会社の株式評価の見直し	非上場会社の株式評価のうち、類似業種比準価額方式については、「類似業種の上場会社株価」、並びに評価会社及び類似業種の上場会社の1株当たりの「配当金額」・「利益金額」及び「純資産価額」を基とし、次の算式によって計算した金額とする。 類似業種の上場会社株価 $\times \left(\frac{b}{B} + \frac{c}{C} \times 3 + \frac{d}{D} \right) \div 5 \times 0.7$ ※b＝評価会社の配当金額 c＝評価会社の利益金額 d＝評価会社の純資産価額 B＝類似業種会社の配当金額 C＝類似業種会社の利益金額 D＝類似業種会社の純資産価額 上記算式中の「0.7」は、会社の規模に応じ中会社の株式の場合は「0.6」、小会社の株式の場合は「0.5」とする。	1. 類似業種比準価額方式について、次の見直しを行う。 ①類似業種の上場会社株価について、相続・贈与のあった月以前 2年間平均の株価の選択を可能にする。 ②配当金額、利益金額及び純資産価額の比重について、1:1:1（現行1:3:1）とする。 ③類似業種の上場会社の配当金額、利益金額及び純資産価額について、連結決算を反映させたものとする。 2. 評価会社の規模区分について、大会社及び中会社の適用範囲を総じて拡大する。 ※上記の改正は、平成29年1月1日以後の相続・贈与により取得した財産の評価に適用する。

	株式保有特定会社（保有する株式及び出資の価額が総資産価額の 50%以上を占める非上場会社をいう。）の判定基準に新株予約権付社債を加える。 ※この改正は、平成 30 年 1 月 1 日以後の相続・贈与により取得した財産の評価に適用する。	
広大地の評価の見直し	広大地（その地域において著しく面積が広大な宅地で、開発行為を行おうとした場合に公共公益的施設用地の相当規模の負担が必要な一定の土地をいう）の評価については、次の簡便計算による減額措置が認められている。 広大地補正率$=0.6-0.05 \times \frac{\text{広大地の面積}}{1,000 \text{ m}^2}$	広大地の評価について、現行の面積に比例的に減額する評価方法から、各土地の個性に応じて形状・面積に基づき評価する方法に見直すとともに、適用要件を明確化する。 ※この改正は、平成 30 年 1 月 1 日以後の相続・贈与により取得した財産の評価に適用する。
事業承継税制の適用緩和	事業後継者が、経済産業大臣の認定を受けた非上場株式を相続又は贈与で取得した場合には、事業後継者が納付すべき相続税・贈与税について、一定の条件を満たした場合においては、所定の金額の相続税又は贈与税の納税を猶予する。 なお、この制度には、雇用の 8 割を 5 年間平均で維持しなければならない「雇用確保要件」がある。	雇用確保要件について、次の場合には緩和措置を講ずる。 ① 一定の災害による被害や主要取引先の倒産などを受けた場合には、雇用確保要件を免除する。 ② 従業員が 5 人以下の場合には、1 人減った場合でも、雇用要件を充足とする。 ※この改正は、平成 29 年 1 月 1 日以後の相続・贈与により取得する財産に係る相続税等について適用するとともに、所要の経過措置を講ずる。
相続税の納税義務の見直し	日本国籍を有していて、国内に住所がない相続人については、その相続人及び被相続人（亡くなった方）とも相続開始前 5 年超の間、国外に居住していて国内に住所がない場合には、「国外財産」については相続税の課税対象外とされる。 贈与税も同様の取り扱いである。	国外財産に対する課税対象外とする期間の取り扱いについて、左記の「5 年超」の期間を「10 年超」に変更する。 ※この改正は、平成 29 年 4 月 1 日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用する。

【解 説】

●自社株式の評価の見直し

相続や贈与時において、非上場会社の自社株式を評価する際、次の二つの方式のいずれか低い方、又は二つの方式の折衷金額などにて評価を行っていきます。

- ① 類似業種比準価額方式…類似業種の上場会社株価と比較し評価をする方式
- ② 純資産価額方式…評価会社の純資産の評価額にて評価をする方式

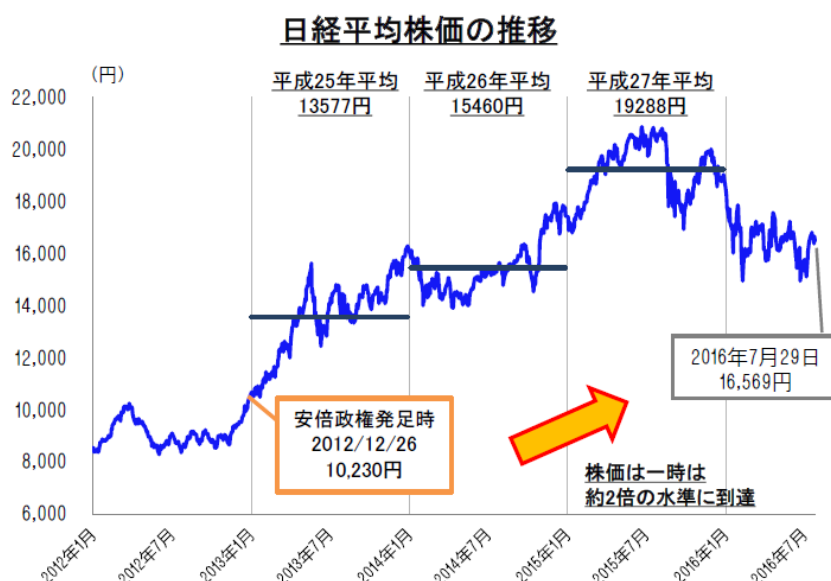
1. 「2 年平均株価」の採用

上記の評価方法のうち「類似業種比準価額方式」については、上場会社の株価の急な上昇があった場合には、評価会社の業績に変化のない状況下にあっても、その上場会社の株価に連動してしまい、想定外の高い株価として評価され、多額の相続税・贈与税になってしまう、と言われていました。

そこで、上場会社の株価への連動について、急激な変動が、中小企業の円滑な事業承継を阻害することのないよう、現行より長期的なスパンで判断することとなりました。

現在でも、類似業種の上場会社株価については、「相続等があった月の平均株価」「その前月の平均株価」「その前々月の平均株価」「前年平均株価」の4つの株価のいずれか低い株価を適用できることとなっています。

この改正により、「相続等があった月以前2年間の平均株価」も適用できることとなり、上昇局面においては、その上昇分の緩和が期待できます。



類似業種比準方式による株価の算出方法

類似業種比準価額 =

$$\text{類似業種の株価} \times \left(\frac{\frac{\text{b}}{\text{B}} + \frac{\text{c}}{\text{C}} \times 3 + \frac{\text{d}}{\text{D}}}{5} \right) \times \begin{matrix} \text{大会社} & 0.7 \\ \text{中会社} & 0.6 \\ \text{小会社} & 0.5 \end{matrix}$$

b, c, d : 評価会社の1株当たりの金額
B, C, D : 上場企業の業種別の1株当たりの金額

2. 利益比準の見直し

類似業種の上場会社株価に乗じる比準要素としては、「配当」・「利益」・「純資産」の3要素です。その際、「利益」は他の要素に比べて「3倍加重」とされているため、株価に対し「利益」の増減が最も影響を及ぼしていました。(上記の表でc/Cに3倍を乗じる)

今回の改正では、下記のように3つの要素を平均して計算する方法へ変更されます。

$$\text{比準割合} = \frac{\text{類似会社と比較してどれぐらい配当しているか} + \text{類似会社と比較してどれぐらい利益を出したか} + \text{類似会社と比較してどれぐらい純資産があるか}}{3}$$

3

※1株あたりの比較

利益について3倍の加重は無くなりますので、好業績会社の株価は下がる傾向です。しかしその反面、配当を出している会社や純資産価額の大きい会社は、比重が相対的に高まるため、株価が上昇する可能性があります。また、退職金などにより利益が一時的に下がることによって株価が下がることへの影響度は、今よりも小さくなるとも言えます。

3. 会社規模の判定の見直し

非上場会社の株式を評価する際には、「会社規模の判定」を行い、評価会社を「大会社」「中会社」「小会社」に分類します。この分類ごとに「類似業種比準価額方式(…主に業績が反映する株価)」と「純資産価額方式(…主に利益の内部留保が反映する株価)」のどちらか低い方を選ぶのか・折衷するのか・その折衷割合は…、などが決まっています。

業歴が長く利益の内部留保が大きい会社ほど、類似業種比準価額の方が純資産価額よりも低いことが一般的ですが、「どちらか低い株価」が採用できるのは「大会社」です。

大会社は、社員数が100名以上であったり、売上高が20億以上であったりなど、比較的規模が大きな企業が該当するのですが、今回の改正で、大会社に該当する区分・中会社に該当する区分を広げることとなりました。

IV. 金融・証券税制関連の改正項目

項目	改正の内容
NISA制度の拡充	現行NISA ① 非課税口座を設定し、毎年120万円までの上場株式等や公募株式投資信託の取得分に対する配当や譲渡益については所得税・住民税を非課税とする。 ② 投資可能期間は平成26年から平成35年までの10年であり、非課税期間は5年間である。5年経過後は、NISA制度の新たな枠を活用して非課税保有を続けることができる。 「非課税累積投資契約…いわゆる積立NISA制度」に係る非課税措置を創設する。 現行のNISA制度と選択して適用することができることとする。 ① 投資可能期間は最長20年であり、毎年40万円を限度とする。 ② 投資対象は、累積投資に適した商品のみであり、信託期間が20年以上・毎月分配型でないなどの制限があり、今後詳細は取り決められる。 ※上記は、平成30年分以後平成49年分までの投資に対しての適用とする。
財形非課税貯蓄の改正	「財形非課税貯蓄」の払い出しを行う場合において、次のような事由が生じた場合(税務署長の確認を受けた場合に限る)には、その払い出しをした日に支払われる利子等に対する課税、及び5年以内に支払われた利子等に対する遡及課税を行わないこととする。 ① 自宅(本人又は同一生計の親族が所有しているもの)について、災害による一定の被害を受けた場合 ② 本人又は同一生計の親族の医療費を、年間200万円を超えて支払った場合。 ③ 配偶者と死別等をし、所得税法の寡婦(扶養親族である子を有する者に限る)又は寡夫に該当することとなったこと その他一定の場合 ※上記は、平成29年4月1日以後に生ずる上記の事由による財形非課税貯蓄の払出しについて適用する。
住民税の配課	上場株式等に係る配当所得等について、市町村が納税義務者の意思等を勘案し、所得税と異なる課税方式により個人住民税を課税することができることを明確化する。

【解 説】

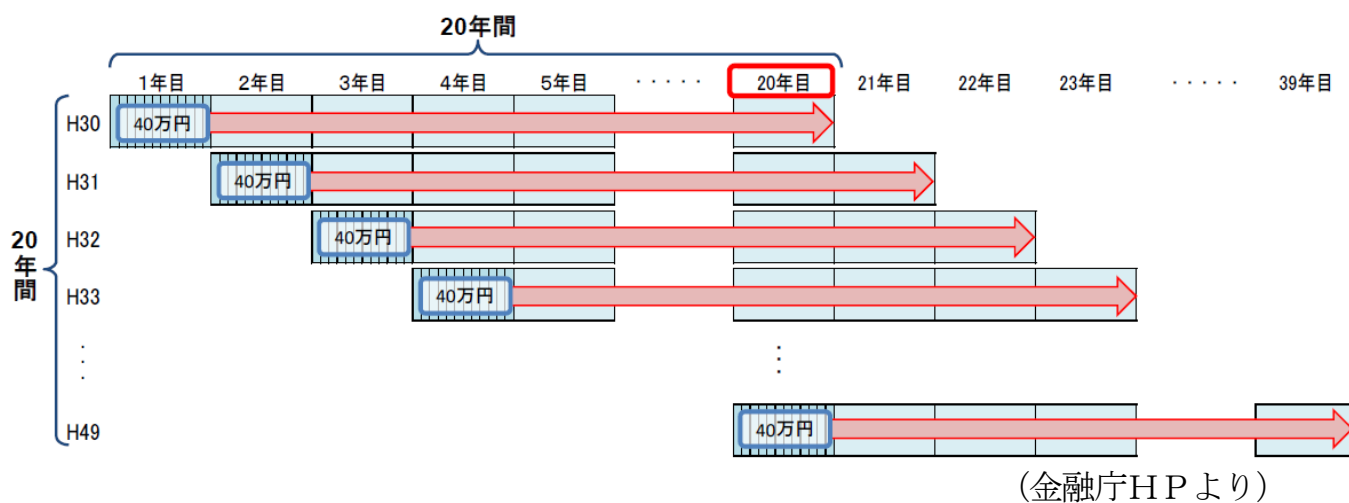
●積立NISA制度の創設

現行のNISA制度は、非課税期間は5年であり、長期の積立型の投資には利用しにくいとの指摘がありました。家計の安定的な資産形成を支援する観点から、少額からの積立・分散投資を促進するため、今回の「積立NISA制度」の創設となりました。

20年以上の信託期間の長期投資型商品であり、また毎月分配型を除くなど一定の要件を満たす投資信託に限定されます。

積立NISA(案)の概要(平成30年1月からの導入を想定)

非課税投資枠等	年間投資上限額: 40万円 、非課税保有期間: 20年間 、投資可能期間: 平成30年～49年(20年間)
投資対象商品	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託 ※要件については今後検討 (税制改正大綱には、 ①信託期間が無期限又は20年以上であること、②毎月分配型でないこと、等について記載)
投資方法	契約に基づく定期かつ継続的な方法による買付け
現行NISAとの関係	現行NISAと 選択 して適用可能



V. 住宅税制関連の改正項目

項目	現行	改正の内容
特定増改築等に係る住宅借入金等の特別控除の拡充	住宅ローン等を利用して、居住用家屋へのバリアフリーや省エネ改修工事を含む特定の増改築等（以下「特定増改築等」という）をし、一定の要件を満たす場合には、その住宅ローン等の年末残高の合計額を基として計算した金額を各年分の所得税額から控除する。 ①控除期間 5年間 ②控除額の計算方法 $A \times 2\% + (B - A) \times 1\% = \text{控除額}$ （最高 12 万 5 千円） A：特定増改築等の住宅ローン残高（最高 250 万円） B：特定増改築等の住宅ローン残高（最高 1 千万円）	適用対象となる工事に、特定の省エネ改修工事と併せて行う一定の耐久性向上改修工事を加えるとともに、税額控除率 2% の対象となる住宅ローン等の範囲の対象に加える。 上記において「一定の耐久性向上改修工事」とは、①小屋裏、②外壁、③浴室、脱衣室、④土台、軸組等、⑤床下、⑥基礎若しくは⑦地盤に関する劣化対策工事又は⑧給排水管若しくは給湯管に関する維持管理若しくは更新を容易にするための工事で、工事費用の額（補助金等の交付がある場合には、控除した金額）の合計額が 50 万円を超えるなど一定の要件を満たすものをいう。 ※上記の改正は、増改築等をした居住用家屋を平成 29 年 4 月 1 日から平成 33 年 12 月 31 日までの間に自己の居住の用に供する場合について適用する。
既存住宅に係る特定の改修工事の税額控除の拡充	居住用の家屋へ特定の改修工事を行った場合において、一定の要件を満たす場合には、「標準的費用の額×10%」をその年分の所得税額から控除する。 ※原則として最高 25 万円（太陽光発電装置を設置する場合には 35 万円）。多世帯同居改修工事は別途最高で 25 万円。 	① 適用対象となる工事に、耐震改修工事又は省エネ改修工事と併せて行う一定の耐久性向上改修工事を加える。 ② 控除額は、耐震改修工事又は省エネ改修工事に係る「標準的費用の額×10%」とする。ただし、最高 25 万円であり、省エネ改修工事と併せて太陽光発電装置を設置する場合には 35 万円とする。 ③ 耐震改修工事又は省エネ改修工事と併せて一定の耐久性向上改修工事を行った場合における控除額は、「標準的費用の額×10%」とする。ただし、最高 50 万円であり、省エネ改修工事と併せて太陽光発電装置を設置する場合には 60 万円とする。 ※上記の改正は、増改築等をした居住用家屋を平成 29 年 4 月 1 日から平成 33 年 12 月 31 日までの間に自己の居住の用に供する場合について適用する。

VI. その他の税制の改正項目

項目	現行	改正の内容
の固定資産税等 タワーマンション	高さ 60mを超える居住用超高層建築物(いわゆるタワーマンション)に対して課する固定資産税・都市計画税について、階層の違いによる取引価格の違いを評価額へ反映する措置を講ずる。具体的には、中層階を基準とし、上層階ほど固定資産税等を高く、低層階ほど低くする調整を行う。 ※上記の改正は、平成 30 年度から課税されることとなる居住用超高層建築物(平成 29 年 4 月 1 日前に売買契約が締結された住戸を含むものを除く)について適用する。	
中小企業の機械及び装置に係る 固定資産税の軽減措置	中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画 に基づき、中小事業者等が平成 31 年 3 月 31 日までに一定の機械及び装置の取得をした場合には、その機械及び装置に係る固定資産税(償却資産税)について、課税標準を最初の 3 年間に於いて「 価格の 2 分の 1 」とする。 ※一定の機械及び装置とは、生産性を高める次の①から③までのいずれにも該当するものとする。 ①販売開始から 10 年以内のもの ②旧モデル比で生産性(単位時間当たりの生産性、精度、エネルギー効率等)が年平均 1 %以上向上するもの ③1 台又は 1 基の取得価額が 160 万円以上のもの	この軽減措置については、 地域・業種を限定した上で 、その対象に、測定工具及び検査工具、器具・備品並びに建物附属設備(償却資産として課税されるものに限る)のうち一定のものを加える。 ※ 地域・業種を限定 とは、次をいう。 ① 最低賃金が全国平均未満の地域にあっては、全業種が対象 ② 最低賃金が全国平均以上の地域にあっては、労働生産性が全国平均未満の業種のみが対象 ちなみに、栃木県・群馬県・茨城県など多くの県は①に該当し、埼玉県は②に該当する。 ※ 機械装置 については、引き続き 全国・全業種対象
登録免許税	① 土地の売買による所有権の移転登記等に対する軽減措置…平成 29 年 3 月 31 日までは 1,000 分の 15 ② 住宅用家屋の所有権の保存登記・移転登記又は住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減措置 平成 29 年 3 月 31 日までは 保存登記…1,000 分の 1.5 移転登記…1,000 分の 3 抵当権の設定登記…1,000 分の 1	① 土地の売買に対する登録免許税の軽減措置を 2 年間延長する。 ② 住宅用家屋の所有権の保存登記・移転登記又は住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減措置を 3 年間延長する。
不動産取得税	宅地建物取引業者が取得した既存住宅について、一定の増改築等を行った上、取得の日から 2 年以内に耐震基準適合要件を満たすものとして個人に販売し、自己の居住の用に供された場合に係る不動産取得税の減額措置(築年月日に応じて最大 36 万円を減額)を講ずる。	左記の不動産取得税の軽減措置を 2 年間延長する。

酒税に関する改正	① 発泡性酒類(ビール系飲料)については、現在 350ml 当たりビールが 77 円・発泡酒が 46.99 円・第 3 のビールが 28 円となっている酒税を改正し、平成 38 年までに於いて、段階的に 54.25 円に統一を図る。 ② 日本酒・ワインについても、現在 350ml 当たり日本酒が 42 円・ワインやチューハイなどが 28 円となっている酒税を改正し、段階的に 35 円に統一を図る。
直に 見 る 減 税	排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車に係る自動車重量税の免税等の特例措置については、一定の見直しを行った上、その適用年限を 2 年間延長する。
国民健康保険税	① 5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定においては、被保険者の数に 26.5 万円を乗ずる。 ② 2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定においては、被保険者の数に 48 万円を乗ずる。 左記をそれぞれ次のように引き上げる。 ①5 割軽減の対象となる世帯…27 万円 ②2 割軽減の対象となる世帯…49 万円 ※上記の改正は平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

【解 説】

●タワーマンションに対する増税（固定資産税）

都市部の高層タワーマンションについては、低層階よりも上層階の方が販売価格が高いことが通常ですが、固定資産税の基礎となる評価額は、広さが同じであれば評価額も同じでした。

相続税の課税において、建物の評価額は、この固定資産税評価額を基礎とするため、「実勢の価格に比べ上層階の評価額は割安であり、相続税対策となっているのでは…」との指摘が平成 27 年 10 月の政府税制調査会にてあり、今回の改正で、まずは「固定資産税」について、建物の階数で税額に差をつけることとなりました。

具体的には、例えば 50 階建てのマンションであれば、建物全体の固定資産税総額は同じですが、50 階と 1 階で約 12%の差をつけます。言い換えれば、25 階を標準とすれば最上階は 6%増し、1 階は 6%引きとなるということです。

今回はあくまでも「固定資産税」の改正ですが、指摘のあった相続税については、平成 30 年度の税制において規制強化がされるとの方向です。

以上が平成 29 年度税制改正大綱の主要項目です。今後、法案化から施行の過程や政省令、通達等での変更の可能性もありますので、ご注意ください。



浅沼経営センターグループ

●足利本社／栃木県足利市本城 2-1901-8
TEL：0284-41-1365
FAX：0284-42-9115

●群馬本社／群馬県太田市飯田町 1060
TEL：0276-48-9511
FAX：0276-48-9513

●埼玉支社／埼玉県久喜市吉羽 181-6
TEL：0480-29-3231
FAX：0480-29-3232